

議事日程(第3号)

平成28年9月14日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第49号 平成27年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第50号 平成27年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第51号 平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第52号 平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第53号 平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第54号 平成27年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第55号 須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第56号 須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第57号 須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第58号 自治功労者の推戴について
- 日程第11 議案第61号 平成28年度須恵町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第62号 平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第63号 平成28年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第14 請 願 「少人数学級の推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する要請
- 日程第15 陳 情 玄海原発事故への備えとして、安定ヨウ素剤の住民への事前配布を求める陳情書
- 日程第16 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第17 議員の派遣について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第49号 平成27年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第50号 平成27年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に

- ついて
- 日程第 3 議案第 5 1 号 平成 2 7 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定  
について
- 日程第 4 議案第 5 2 号 平成 2 7 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について
- 日程第 5 議案第 5 3 号 平成 2 7 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認  
定について
- 日程第 6 議案第 5 4 号 平成 2 7 年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 5 5 号 須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 5 6 号 須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正す  
る条例
- 日程第 9 議案第 5 7 号 須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 5 8 号 自治功労者の推戴について
- 日程第 1 1 議案第 6 1 号 平成 2 8 年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 2 議案第 6 2 号 平成 2 8 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 3 議案第 6 3 号 平成 2 8 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 4 請 願 「少人数学級の推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係  
機関に求める意見書提出に関する要請
- 日程第 1 5 陳 情 玄海原発事故への備えとして、安定ヨウ素剤の住民への事前配布を  
求める陳情書
- 日程第 1 6 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 1 7 議員の派遣について

出 席 議 員（14名）

1 番	児 玉 求	2 番	世 利 孝 志
3 番	白 水 勝 元	5 番	三 角 栄 重
6 番	田 ノ 上 真	7 番	松 山 力 弥
8 番	猪 谷 繁 幸	9 番	田 原 重 美
10 番	合 屋 伸 好	11 番	原 野 敏 彦
12 番	三 上 政 義	13 番	柴 田 真 人
14 番	今 村 桂 子	15 番	三 角 良 人

---

欠 席 議 員 ( な し )

---

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 嶋 裕 史	副 町 長	平 松 秀 一
教 育 長	安 河 内 文 彦	理事(会計管理者)	今 泉 俊 裕
総 務 課 長	満 行 誠	都市整備課長	安 河 内 久 人
地域振興課長	安 河 内 隆	まちづくり課長	櫻 木 幹 夫
上下水道課長	石 井 浩 二	健康福祉課長	小 林 は つ み
住 民 課 長	梅 野 猛	税 務 課 長	甲 能 裕 和
子ども教育課長	御 手 洗 文 生	社会教育課長	川 津 政 文
総 務 課 参 事	平 山 幸 治	総務課課長補佐	諸 石 豊
監 査 委 員	百 田 清 二		

午前10時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

ここで、一括議題について、お諮りします。議案第49号から議案第54号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1. 議案第49号から日程第6. 議案第54号までの6議案を一括議題

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第49号平成27年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第2、議案第50号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、議案第51号平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第52号平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第53号平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第54号平成27年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○決算審査特別委員長（今村 桂子） おはようございます。決算審査特別委員会に付託を受けておりました議案第49号平成27年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第54号平成27年度須恵町水道事業会計決算の認定についてまでの6議案について、審査の経過と結果について報告をいたします。

審査に際しましては、関係課長、係員から決算概要の説明を聞くとともに、提出資料を参考に、去る9月5日、6日、7日の3日間審査を行いました。審査内容の詳細につきましては、議長を除く議員13名の特別委員会であることから省略させていただきます。

それでは、各議案についての報告に入ります。

議案第49号平成27年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、別冊の決算書10ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額88億2,193万1,877円、対前年度比11.4%の増に対し、歳出総額85億6,057万9,893円、対前年度比12.8%の増で、歳入歳出差引額は2億6,135万1,984円となり、平成27年度の決算は、歳入歳出ともに85億円を上回り、過去最高額となりました。

経常収支比率は85.5%で、対前年度比1.5ポイント改善されました。

翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費の繰越額3,204万2,000円を差し引いた実質収支額は2億2,930万9,984円で、6年連続の黒字決算となっています。

この実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支は、9,181万2,000円の赤字となりました。

財政調整基金へ町有地売却及び基金積立利子により1,217万1,000円の積み立てがありました。377万6,000円の取り崩しがあり、実質単年度収支額は8,341万7,000円の赤字となっています。

財政調整基金と減債基金を合わせた基金残高は、28億7,710万9,000円となりました。歳入においては、予算現額及び調定額並びに収入済み額は前年度より増加し、不納欠損額は減少しています。収入率も微増し、前年度に比べ0.4ポイントふえています。

町税の徴収率は94.49%で、前年度に比べ現年度分、滞納分ともに上昇していますが、糟屋地区の中では下位に位置しています。

町税は27億8,153万5,385円で、主に事業所の増で法人分の税収が伸びたため2.4%、6,412万4,000円の増収となっており、うち町民税4,996万7,000円、軽自動車税221万8,000円、町たばこ税、1,558万8,000円の増でした。

地方消費税交付金2億343万2,000円、国庫支出金7,718万1,000円、繰越金7,026万4,000円の増でした。

大幅に伸びたのは地方債収入80.9%、社会保障財源を含む地方消費税交付金が73.6%、消費型・喚起型プレミアム商品券の販売収入により、諸収入が140.9%の増となっています。

地方交付税は21億4,052万3,000円、2.3%、4,998万7,000円の減額、使用料及び手数料で322万5,000円、配当割交付金で414万円、県支出金で344万2,000円がいずれも減となっています。

27年度末の町債残高は63億2,118万4,000円で、アザレア幼稚園建設工事及び施設の改修工事等により前年度に比べると3億7,529万2,000円増加しています。

不動産売却収入694万9,366円は、植木ヲシガ浦2筆、226.29平方メートルを吉田重機工業へ、旅石赤坂2筆、206.4平方メートルをトヨタカローラ福岡へ、旅石字赤坂3筆、17.89平方メートルを三友金属へ、上須恵字東干田1筆、34.16平方メートルをコサック建設コンサルタントへ土地を売り払いした金額です。

歳出につきましては、人件費は11億7,231万円で、前年比1,670万円、1.4%の減です。普通建設事業費11億2,156万円、前年に比べ公共施設建設費等の整備などの大きな事業を行ったため、6億8,871万円、158.5%の増です。

増減額の主なものは、総務費で、地域消費喚起・生活支援型事業費プレミアム付リフォーム券

1億4,741万8,000円、自治体クラウドサービス提供業務委託料4,671万7,000円の増、業務システム再構築事業負担金2,477万3,000円の減。

民生費で、アザレア幼児園建設工事事業費4億4,816万4,000円、第二学童保育所増築工事請負費3,099万円の増、国民健康保険特別会計繰出金6,500万円の減。

衛生費では、須恵町外2ヶ町清掃施設組合負担金2,688万2,000円の減。

農林水産業費では、新法尺井堰油圧機取り替え工事請負費1,998万円の増、水上ため池しゅんせつ工事請負費1,900万4,000円の減、土木費では道路台帳整備業務委託料2,097万3,000円の減、災害復旧費では農地農業用施設、林業施設、観音谷地区の各災害復旧工事請負費の減額。

商工費では、地域消費喚起・生活支援型プレミアム付商品券発行事業補助金910万6,000円の増。

消防費では、中部防災センター（仮称）用地取得費1億円、南部三町モーターサイレン吹鳴システム整備工事負担金1,977万7,000円の増、小型動力ポンプ積載車購入費1,555万2,000円の減。

教育費では、文化会館空調更新工事請負費1億1,453万4,000円、須恵中学校校舎外壁改修工事請負費4,925万9,000円、第一小校舎耐震補強工事請負費4,860万円の増、ランチサービス備品購入費1,900万8,000円の減。

公債費では、7件の償還終了により1億1,611万6,000円の減となりました。

27年度の特別会計などへの繰出金は11億8,103万円で、2.0%、2,318万円の減となりました。

減額の主な要因は、国民健康保険特別会計、歳入の前期高齢者交付金や26年度の医療費の減少により27年度の県の調整交付金が増額となったため、国民健康保険特別会計への繰出金が大幅に減額になったことによるものです。

繰出金の主なものは、国保、後期高齢者医療特別会計への約5億9,300万円、公共下水道事業特別会計の約2億8,100万円、介護保険事業の2億6,200万円です。

質疑としまして歳入においては、1款町税では、軽自動車税、町民税の滞納、不納欠損について。

12款使用料及び手数料では、商工会、シルバー人材センターの土地、建物使用料等の契約内容について。

14款県支出金では、防災費県補助金について。

15款財産収入では、不動産売り払い収入の坪単価について。

16款寄附金では、ふるさと応援寄附金制度で町外に寄附された金額、納税巻き返しの方策に

ついて。

19款諸収入では、ホームページ、広報紙の広告掲載料、件数について。

歳出においては、2款総務費では、退職者の給与、職員互助会補助金、須恵町PR事業委託料の出演料、今年度入札5件の委託料の入札結果、自治体クラウドサービス提供事務委託料の金額などについて。

3款民生費では、待機児童支援事業補助金、地域包括支援センター運営費のケアプラン委託料の不用額について。

4款衛生費では、魚滓処理対策協議会負担金、PCB廃棄物処理委託料について。

6款農林水産業費では、水田農業構造改革対策費補助金の現状調査について。

8款土木費では、道路新設改良費の不用額について。

9款消防費では、消防団員の人員確保について。

10款教育費では、中学校ランチサービスの現状、スクールカウンセラー、ヤングアドバイザーなどの充実についてなどが質疑されました。

以上、質疑を踏まえて、討論、採決の結果、賛成多数で認定することにしております。

議案第50号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、186ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額37億601万1,403円、歳出総額36億9,960万299円で、歳入歳出差引額は641万1,104円となっており、実質収支額も同様です。これを単年度収支で見ると194万3,877円で、単年度収支から実質的な黒字要素を加え、赤字要素を差し引いた実質単年度収支は2,278万4,101円の黒字となりました。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.1%、調定に対する収入率は92.5%ですが、国民健康保険税のみが63.9%と大きく引き下げています。

歳出合計額の予算に対する執行率は99.9%となっています。

対前年度比較ですが、歳入では、5款前期高齢者交付金が9,544万1,198円で、率にして11.0%、6款県支出金が1億1,419万2,456円で70.9%、7款共同事業交付金が3億5,924万7,223円で87.8%の増、1款健康保険税は716万3,644円で、率にして1.3%、3款国庫支出金が4,253万843円で5.1%、4款療養給付費交付金が5,296万1,781円で31.2%、8款繰入金が3,207万7,484円で11.1%の減となっています。

歳出では、3款後期高齢者支援金等が307万6,218円で、率にして0.8%、7款共同事業拠出金が4億5,632万5,031円で115.0%、8款保険事業費が603万8,182円で59.1%の増です。

2款保険給付費が391万6,565円で、率にして0.2%、6款介護納付金が1,722万3,443円で11.2%、9款諸支出金が723万7,119円で17.5%の減です。

平成27年度の国民健康保険税の徴収率は63.93%で、前年度比2.05ポイント上回っています。

不納欠損は1,698万2,217円で、人数は171人となっています。

本年度の決算額は前年度に比べ、歳入が約4億3,800万円、歳出が約4億3,600万円の増となっています。これは県内の市町村国保間の保険税の平準化や財政の安定を図る保険財政共同安定化事業の対象レセプトの変更に基づく国保連合会からの交付金や拠出金が増額になったことによるものです。

また、前々年度の高医療費に対する精算額等により、診療報酬支払基金からの前期高齢者交付金、県の財政調整交付金が増額となり、国保会計の赤字補填のための一般会計繰入金は1,200万円となり、前年比6,500万円の減となりました。

質疑として、歳入において、1款国民健康保険税では不納欠損について、生活保護世帯への保険税徴収について。

8款繰入金では保険基盤安定繰入金について、一般会計からの繰入金を減らすための取り組みについての質疑がありました。

討論では、国の制度上の問題などにより国保税が高く、滞納が全体の18.9%と多いため反対するとの反対討論があり、数字に対して努力していることが見えているとの賛成討論がありました。

以上、採決の結果、賛成多数で認定することにしております。

議案第51号平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、218ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額2億8,589万4,390円、歳出総額2億7,266万2,950円で、歳入歳出差引額は1,323万1,440円となっており、実質収支額も同額です。歳入合計額の予算に対する収入率は101.6%、調定に対する収入率は98.5%、歳出合計額の予算に対する執行率は96.9%となっています。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料1億9,601万526円、歳入合計に対する構成比68.6%。

3款繰入金7,631万1,006円、歳入合計に対する構成比26.7%が大半を占めています。

歳出では、2款後期高齢者医療広域連合納付金2億6,571万404円、歳出合計に対する厚生費97.4%が主なものです。

討論では、国の制度上反対するとの反対討論がありました。

以上、採決の結果、賛成多数で認定することにしております。

議案第52号平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、236ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額は11億7,005万3,862円で、前年度比6.4%、7,064万4,125円の増で、会計規模は年々大きくなっています。

歳出総額は11億6,339万3,344円で、前年度比6.5%、7,073万4,061円の増です。

歳入歳出差引額は666万518円、実質収支額も同様です。

単年度収支は、8万9,936円と、わずかに赤字決算となりました。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.1%、調停に対する収入率は98.5%で、前年度比0.7ポイント増です。

歳出合計額の予算に対する執行率は、99.6%となっており、収入未済額は前年度に比べ33.5%、724万円減少しています。

歳入では、町債が前年度比210万円の増です。

公共下水道への接続がふえたことにより、繰入金で1,723万1,000円、使用料等は1,472万8,000円の増となりました。

歳出では、総務管理費が前年度比18.6%、3,531万9,795円の増、下水道事業費が4.5%、2,175万4,934円の増、公債費が3.2%、1,365万9,332円の増です。

町債の今年度借入額は4億1,360万円で、償還未済額は66億4,160万1,633円となっています。

なお、下水道普及率は79.7%です。

質疑として、歳入において1款分担金及び負担金で、下水道事業受益者負担金前納報奨金の件数、内容について、2款使用料及び手数料で、下水道使用料金の滞納について質疑がありました。

以上、採決の結果、全員賛成で認定することにしております。

議案第53号平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、258ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額7,774万7,959円、歳出総額7,443万9,028円で、歳入歳出差引額は330万8,931円、実質収支額も同様に黒字です。

歳入合計額の予算に対する収入率は、100.4%、調停に対する収入率は99.2%で、前年度比0.3ポイント増です。

歳出合計額の予算に対する執行率は96.1%となっており、収入未済額は前年度に比べて

31.3%、24万7,250円減少しています。

26年度の繰越額を差し引いた単年度収支は、45万2,082円の黒字となりました。

歳入では前年度比0.5%、38万9,577円の減額で、分担金等2万円、使用料等243万5,660円、繰越金97万2,917円の減となり、繰入金173万9,000円、町債130万円の増となりました。

歳出は前年度比1.1%、84万1,659円の減額です。

事業費は224万3,933円の不用額で、前年度比96万2,000円の減でした。

今年度借入額は2,220万円で、未償還額は4億9,816万9,430円です。

償還額6,262万2,794円のうち、利子は1,494万235円となっています。

以上、採決の結果、全員賛成で認定することにしております。

議案第54号平成27年度須恵町水道事業会計決算の認定について、別冊水道事業会計決算書23ページです。

営業実績は給水人口2万7,534人で、前年度比213人増加しました。年間総排水量265万3,810立方メートル、年間総有収水量246万8,764立方メートルで3万6,071立方メートル増加し、有収率93.03%で前年度比0.33ポイント下がりました。

給水普及率99.46%でした。1立方メートル当たりの供給単価、給水原価はともに上がっています。

排水施設改良工事は、赤坂尾黒線、水道管改良工事ほか19件が施行されております。

13ページ、平成27年度の収益的収支は費用の節約に努めたことにより、水道事業収益5億8,623万5,301円に対し、同費用は5億5,200万6,925円で、差し引き3,422万8,376円の黒字となっています。

17ページ、資本的収支では、浄水場耐震化事業及び緊急時連絡管事業の国庫補助事業継続に伴い、収入及び支出額が増加し、その他の収入は下水道工事に伴う工事負担金のみで、収入1億2,557万4,540円に対し、支出では2億9,249万7,060円となっており、差し引き1億6,692万2,520円の不足額が生じており、損益勘定留保資金で補填されています。

資本的収入では、工事負担金が下水道工事に伴う水道管移設保障費の減少により、2,100万円の減額補正となり、執行率は99.7%でした。

資本的支出では、改良費2億3,595万7,190円で、固定資産購入費のメーター器購入、配水管と施設改良工事9件、下水道工事に伴う水道管切りかえ工事9件、業務委託及びその他の工事2件によるものです。

企業債償還金は、7,380万2,670円で、前年比323万4,373円の増です。

当年度の純利益は3,422万8,376円となり、前年度比1,390万7,377円減額、

28.89%減でした。

この要因は前年度に比べ給水収益は増加したものの、新築住宅減少に伴う給水申し込み加入金の減、5ページの須恵ダムの水質汚染発生に対する汚濁保証金が26年度で終了したことにより、営業収益は前年度よりわずかに減少した上に、営業費用においては減水及び浄水費で佐谷浄水場濾過池の新しい砂の入れかえ工事に伴う材料費及び委託料の増加などによるものです。

当年度未処理利益剰余金は3億6,246万6,201円でした。

以上、採決の結果、全員賛成で認定することにしております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより議案第49号から議案第54号について、質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより議案第49号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第49号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第49号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって議案第49号平成27年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第50号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第50号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第50号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって議案第50号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第51号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第51号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第51号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって議案第51号平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第52号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第52号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第52号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって議案第52号平成27年度須恵町公共下水道

事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第53号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第53号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第53号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって議案第53号平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第54号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第54号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第54号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって議案第54号平成27年度須恵町水道事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

---

#### 日程第7. 議案第55号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第55号須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第55号須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の7ページをお開きください。

提案理由の説明として、須恵町立認定こども園アザレア幼児園新園舎が山の神広場に建築されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことによります。

9ページ、新旧対照表をお開きください。

条例第1条中、山の神広場を削る、第2条中第3号の山の神広場の名称1を削り、4号以下を繰り上げます。表のとおりでございます。

8ページにお戻りください。

附則として、1、この条例は公布の日から施行し、平成28年9月1日から適用する。

2、須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例を次のように改正する。

第2条中、山の神広場を削る、別表1山の神広場の項を削る、10ページに新旧対照表がございますが、説明は略させていただきます。

文教厚生委員会、全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第55号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第55号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって議案第55号須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第8. 議案第56号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第56号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第56号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書11ページをお開きください。

提案理由として、今回の改正は児童扶養手当の一部を改正する法律の施行に伴い、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が平成28年8月1日から施行されたため、当該条例の一部を改正するものです。

児童扶養手当は、離婚等でひとり親となった場合に支給されるものであり、当条例の対象となっているひとり親と重なるものです。

よって、児童扶養手当関連法規の改正により当該条例が参照している児童扶養手当法施行令の条文の位置が移動したものを、いわばもとの参照条文を追いかける形で改正するものです。

13ページの新旧対照表をごらんください。

改正前の第3条2項第4号と、同項第6号及び第7号において、参照している施行令第2条の4第5項を、改正後同条第8項に改正するもので、3項分の項ずれが生じています。

同様に改正前、第3条2項第8号に参照される施行令第2条の4、第4項を、改正後、同条第7項に改正するもので、これも3項分の項ずれでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成28年8月1日から適用する。

こうした議案には異例ですが質疑があり、かつ不可解なやりとりでございました。記録に残すためにも、なるべく報告に入れるべきという他の委員の申し出もあり、報告いたします。

皆様お手持ちの議案書13ページの新旧対照表でございますが、今回改正される文言の後ろに

ある1節が問題というものです。それは、例示すれば第5項に規定する額を超えるときの云々というところです。8項7項4項の後にも同じ文言が続いています。ここは平たく言えば、ひとり親家庭といえども裕福と認められる家庭への支給はしないという部分ですが、そこがおかしいとのことです。参照条文の項ずれを改正するのみの審査の主旨を大きく逸脱する主張を始めたことで、委員会がかなり紛糾いたしました。もちろん、これは今回の審査に係るものではございませんので質疑自体を却下しましたが、あえて報告に含ませていただきます。

討論として、ただいまの委員の発言でございますが、この条例はひとり親家庭にとってマイナスになるので反対というものがありません。委員会として補足しますと、本条例はひとり親家庭の医療を手厚くする方向に拡充されていることは、他の委員は皆理解しているところです。

文教厚生委員会、賛成多数で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第56号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第56号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第56号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第9. 議案第57号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第57号須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第57号須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書14ページをお開きください。提案理由として、須恵町立認定こども園アザレア幼児園新園舎が建築されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことによります。

16ページ、新旧対照表をごらんください。第2条の名称は変わらず、位置が改正前、須恵町大字旅石72番地353及び須恵町大字旅石84番地4が、改正後、須恵町大字旅石72番地521に改正されます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成28年9月1日から適用する。

文教厚生委員会、全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第57号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第57号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第57号須恵町立認定こども園条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第10. 議案第58号

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第58号自治功労者の推戴についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第58号自治功労者の推戴について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書17ページでございます。

自治功労者に推戴する者。住所、糟屋郡須恵町大字須恵377番地89。氏名、井上 仁。生年月日、昭和21年9月2日、70歳でございます。

経歴につきましては、18ページに記載のとおりでございます。須恵町議会議員5期20年、うち1期は副議長を務められております。

須恵町表彰条例第10条第1項の規定により、本議会の同意を求めるものです。委員会、全員賛成で同意といたしております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は同意です。よって議案第58号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第58号自治功労者の推戴については委員長報告のとおり同意することに決定しました。

## 日程第 1 1 . 議案第 6 1 号

○議長（三角 良人） 日程第 1 1、議案第 6 1 号平成 2 8 年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第 6 1 号平成 2 8 年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

別冊、歳入歳出補正予算書、1 ページでございます。

歳入歳出補正予算の補正第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 6, 6 5 2 万 8, 0 0 0 円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 9 2 億 4, 2 9 0 万 3, 0 0 0 円とするものです。

2 項、歳入歳出補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正第 2 条、債務負担行為の追加は第 2 表債務負担行為補正による。5 ページをお開きください。第 2 表債務負担行為補正、1 追加、粕屋南部消防組合負担金平成 2 7 年度借り入れ償還分、期間が平成 2 8 年度から平成 3 7 年度まで、限度額 9, 0 8 2 万 6, 0 0 0 円とするものです。

歳入の主なものは 6 ページ、1 3 款 2 項国庫補助金、保育対策総合支援事業費国庫補助金 1 4 7 万 9, 0 0 0 円、介護ロボット等導入支援特別事業費国庫補助金 2 7 8 万 1, 0 0 0 円は同額を歳出で支出しています。

1 4 款 2 項県補助金農村環境整備事業費県補助金 6 5 0 万円は、尾黒ため池改修工事の県補助金です。

1 5 款財産収入 1 8 8 万 4, 0 0 0 円は、平成 2 7 年度計上漏れの九州電力地役権設定収入 1 7 5 万 7, 0 0 0 円と、8 ページの第一小学校用地の越境に伴い越境部分と民地との交換で生じる差額 1 2 万 7, 0 0 0 円で、歳出で同額を財政調整基金に積み立てるものです。

1 7 款繰入金 2, 1 0 0 万円は、予算不足の財源として財政調整基金を取り崩して賄うものです。

1 8 款繰越金 1 億 2, 0 3 6 万円は、前年度繰越金で決算の実質収支額 2 億 2, 9 3 0 万 9, 0 0 0 円を全額計上するものです。

1 9 款 3 項雑入では、谷口建設株式会社との土地賃貸借契約の現状復帰義務が果たされてなかったことによる土地賃貸契約保証金 9 2 8 万円、社会福祉協議会交付金返納金 2 1 1 万円です。

1 0 ページ、歳出の主なものは、人件費で 4 月の人事異動でふえたことにより予算額が不足する 3 件の費目の補正です。

それ以外の主なものは、2款1項総務管理費では公会計システムの導入、保守の委託料298万7,000円です。

14ページ、3款民生費7,472万5,000円は、主に2項児童福祉費6,989万2,000円で旧アザレア幼児園跡地の駐車場整備工事4,850万円ほか、保育士派遣業務委託料902万5,000円、保育対策総合支援事業費補助金197万2,000円などです。

16ページ、6款農林水産業費では尾黒ため池改修工事請負費1,700万円です。

18ページ、8款2項道路橋梁費2,570万円は町道3件の舗装改良工事費で、平原3号線900万円、藤浦団地2号線470万円、新原・佐谷裏線1,200万円です。

3項河川費1,300万円は、サル田水路補修工事請負費です。

9款消防費362万3,000円は、操法県大会に係る出動費用弁償などです。

20ページ、10款教育費では、2項小学校費の第一小学校の下水道接続工事設計業務委託料270万9,000円です。

質疑として歳入において、15款財産収入では不動産売り払い収入の場所について、19款諸収入では土地賃貸借契約における佐谷、永原の残土処理について、歳出においては3款民生費では介護ロボットの補助額と件数、無縁仏納骨堂に関する修繕費の費目について、8款土木費では未登記処理の場所について、10款教育費では第一小学校のプレハブ倉庫設置工事請負費、南幼稚園保育室入り口のサッシ修繕、やまももルームの現状について、その他で安く契約するために電算システムはまとめて入札できないのかなどの質疑がありました。

討論において、個人番号関係の補正予算が計上されているので反対するとの反対討論がありました。

質疑を踏まえ採決の結果、賛成多数で可決しております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、議案第61号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第61号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第61号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって暫時休憩いたします。再開を11時5分と

いたします。休憩に入ります。

午前10時56分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

.....

**日程第12、議案第62号**

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第62号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第62号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

別冊の平成28年度の補正予算書の24ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ258万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億8,058万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

27ページをお願いします。事項別明細書の歳入ですが、6款繰越金は、歳出にあわせての収支調整となっております。

29ページの歳出は、1款総務費は、人事異動に伴う人件費及び受益者負担金の還付による増額です。

質疑は、受益者負担金過誤納還付金の詳細についてで、地積の変更によるものでございます。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第62号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第62号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第62号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

.....

### 日程第13. 議案第63号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第63号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第63号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

別冊補正予算書31ページでございます。

第1条、平成28年度の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。以下、第2条と第3条は、実施計画内訳書にて説明いたします。

32ページでございます。第4条、企業債の限度額の補正です。変更前「7,480万円」を変更に「8,810万円」に、1,330万円の増額です。国庫補助金の確定に伴うものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は、従来のとおりとなっております。

33ページでございます。第2条の収益的収支の支出336万7,000円の増額は、産休職員の代替臨時職員人事費、及び浄水場職員の退職による慰労金でございます。

第3条の資本的収支の収入4,000円の減額は、緊急時用連絡管に伴う企業債の増額、及び国庫補助金の確定に伴う減額でございます。

なお、資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額1億7,018万9,000円は、損益勘定留保資金で補填します。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第63号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第63号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第63号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第14. 請願

○議長（三角 良人） 日程第14、請願「少人数学級の推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する要請を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 請願「少人数学級の推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する要請について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊の請願書がお手元にあると思います。

この請願趣旨は、少人数学級の推進で、小中学校の35人学級の早期実現と義務教育費の国庫負担割合を、現行「3分の1」から、かつての「2分の1」に復元することです。

9月9日の文教厚生委員会の審査において、委員でもある児玉求議員が紹介議員として説明と質疑への答弁を担当し、別に担当課である子ども教育課にも出席願いました。

質疑として、現在入っている補助教員は県費なのか、町費なのかというものがありました。担当課によると、少人数指導講師を町費で欠員を含め5人雇用しているとの回答でした。その給与はどれほどかとの質疑に、日給1万円で仕事時間は7時間ということでした。

ほかに数点の質疑がありましたが、略させていただきます。それは、紹介議員が客観的に答弁しづらいようで、どうしても自己の意見が混ざり、一時、議事が混乱したことによります。

しかしながら、町費による少人数指導教師に対して、国費、県費が入ったほうがよいとの理由により、文教厚生委員会、賛成多数で採択しています。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。松山議員。

○議員（7番 松山 力弥） 今、委員長の報告の中で、質疑を省略させていただきますと言いましたけれども、私たちは、質疑にどんなことがあったのか、わかりませんので、ひとつ具体的に説明できればお願いしたいと思います。

○議長（三角 良人） 田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） ただいまの松山議員の質疑でございますが、隣でいらっしゃいますが、立ってお答えをしたいと思います。大変答えにくいものでありますが、質疑の内容といたしましては、一応まとめております。

1つは、クラス編成上、既に達成している状態である。つまり35人学級は既に達成している状態であり、この35人学級を杓子定規に取り入れると、弾力的な運用ができなくなるのではないかとこの質疑。

そして2点目に、教室増のときは、町費による負担になる。弾力的運用ができる現状のほうがよいのではないかとこのもの。

そして3つ目ですか、教育費増を人件費で賄うものはいかかなものか。最新の設備等に費用をかけるべきではないか。

そして4点目になりますが、OECD諸国の中で、日本の学力が低いのは少人数学級を取り入れていないからというが、実際は、2012年に行われたPISAの学力テストにおいて、OECD諸国内で、日本は、読解力、科学的リテラシーでトップ、数学的リテラシーにおいて2位という好成績だったので、学力と少人数学級の因果関係は、否定されるのではないかというものでございました。

こういった内容で質疑をしたんですが、先ほども申し上げましたが、いずれも質疑の趣旨が伝わらなかったのか、そういう答弁になりまして回答不能と考えました。

これは、児玉議員の御性格、今までの議会での御発言を考慮すれば、説明、答弁を伴う紹介議員としての聴取は、不適切であったのかと思い、私は反省しているところでございます。これは、紹介議員に答弁を要請するよりも、委員会全体で議論を深めるべきであったと、全て私の委員会運営上の判断ミスでございまして、委員の皆様、担当課の職員には御迷惑をかけたと思っております。おわびを申し上げる思いでございます。

以上です。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。反対討論からお願いします。三角議員。

○議員（5番 三角 栄重） ちょっと委員長に聞きたいんですけど。（「討論」の声あり）

○議長（三角 良人） 質問ではない。討論やけん。

○議員（5番 三角 栄重） ごめんなさい。平成32年から生徒数が少ないことが1点、それから町が出している負担金、今、5人ですよね。これが国庫に変わるという補償はないと思うんですね。それから、何も成績だけが一番にならにやいかんちゅう保証もなかりょうしね。例えば36人になったら、半分に割ったら10何人なんですね。そんなばかな学校運営というのはないと思うんですよ。

だから、今、田ノ上委員長が言うように、生徒数は、今現在はふえているかもしれないけど、減ってくるわけですね、32年から。そしたらそこでまた。その35人学級の形は今保たれていると思うし、それから今現在ふえて例えば10何人とかあったときに、今度は教室とか何とかの問題が出てくるわけですね。

だから、教室の問題もあるし、職員の問題もあるから、僕は今のままの状態、現実問題4クラスぐらいしか、たしか35人以上はふえていないと思うんですよ。だから僕は、今のままで結構だと思いますので、この意見に対しては反対をしたいと思います。

○議長（三角 良人） ほかに。——賛成討論の方。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 賛成討論をいたします。

皆さん、須恵町では、平成23年義務標準法改正後も、3小学校3年生から、須恵中2校3年

生まで、県費で補うというところもありますが、先生の不足等で35人学級は、これは実現されておりません。そこをちょっと認識を改めてください。（「認識」の声あり）はい。

それと……（「全部って言っていないよ、おれ」の声あり）はい。（「全部とは言っていない」の声あり）

○議長（三角 良人） ちょっと待って。発言はできません。

○議員（1番 児玉 求） それで、新学習指導要領も、小中学校で行われておるわけですが、授業の時間数や指導内容の増加に伴い、学力の保証は大きな課題となっております。

そして、須恵の教育委員会では、今後の本町の教育的課題としては、町制施行以来脈々と築き上げてきた「教育のための町づくり」「教育を基盤に据えた町づくり」を堅持し、さらには生涯学習社会を実現させるための施策を策定し、町民一丸となって推進できる体制を確立しなければならないと、これは、27年度教育委員会も言っております。

本町において、少人数指導の必要性を認識し、これまで学力向上や特別支援に関する職員の配置等を独自に行ってきましたが、2008年（平成20年）に、義務教育費国庫負担法が改正され、公立義務教育諸学校の教職員の給与費等——給与だけではなくて、これが県が経費の2分の1を出していたんですが、国が2分の1を負担しておったのを3分の1に減額したわけです。

田ノ上委員長は、もとの2分の1に戻せというふうに言われましたが、それは、誤解です。拡充してくれということを行っているんだから、2分の1まで戻せということではありません。このことが、各地方自治体財政を圧迫すると。だから、教育条件整備の格差も出ているわけです。

だから、文部科学省も定数改善計画において、中学3年生までの35人以下学級を実現すべく概算要求をしているわけですよ。文科省はね。だけど、政府はしていないと。残念ながら実現には至っておらんわけですよ。

そして、ここですね。「これから行き届いた教育のために少人数学級を、教育委員会、町民、これは国民的な願い」と、これは、教育委員会も今年も言っておるんですよ。だから、これからの社会を築いていく子どもたち、一人一人の子どもたちに対して、心豊かでたくましく意欲をもって学習できる教育条件を整えていくことは、極めて重要であり、少人数学級は、教育水準ですよ、学力ではない。教育水準を引き上げる最も有効な手段となっているわけですよ。

教育委員会も——うちの教育、あれですよ、委員会ですよ。2学年の今年の答申、2学年の小学校2学年ね。これは、5学級編制は大変有効であった。児童への教育効果も大きくしてくれている。個々に応じた手厚い指導のおかげで、児童は、自分のよさや伸びを自覚できている。また、安全確保の面からも必要であるとの高い評価を教育委員会は出しているわけですよ。

長野県とか鳥取県で、学級編制基準を全学年35人以下にしたのをはじめ、段階的に、今、拡充されているわけですが、福岡県は、小2までが——小学2年生までが35人以下という国基準

の最低レベルで、九州各県の中で最も遅れているんですよ、福岡は。（「須恵町ですよ」の声あり）

いや、だから、県の指導があって須恵町があるんですよ。県自体が遅れているちゅうことを認識すべきということを言っているんですよ。

ただ、国の施策として、だからその町の予算もあるけど、国が出せということを言っているんですよ。これは、義務教育法ちゅうのはね。今まで2分の1県が負担したものを国が出したの、それを3分の1に減らしているのを2分の1に戻せちゅうんではなくて、拡充してくださいということを言っているんですよ、これは。国が出せと、当然のことでしょう。（「だから何なんですか。賛成なんですか」の声あり）だから賛成討論をしているのではないですか。（「何回も言ったら逆効果になるがね」との声あり）

だから、須恵町としての教育の方針としても合致しています。だから、これはぜひ各自治体が国のほうに要請して、糟屋6町もそうですけど、そういうふうにして、教育に力を入れんですよ、国も言っている。しかし、それでやっていないけど、須恵町はどうしてもこれを、請願書、そういう形で意見書を出して改善していくと。そういう観点から賛成討論といたします。

○議長（三角 良人） ほかに討論がある方。田ノ上議員。

○議員（6番 田ノ上 真） 議員の立場で話させていただきます。

私、先ほど、採択の報告をさせていただいたのですが、ここは反対の立場で討論をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいま児玉議員の討論は、9月9日の委員会答弁を意識した発言だったと思います。どおりで長いのかなと。ただ、なぜ怒っているのか、私にもわかりません。

ただいま、私、反対と申し上げましたが、文教厚生委員会の委員の皆様の採択の意思はよく存じておりますし、尊重したい思いでございます。

ただ、この請願は、意見書の提出を要請するものでございます。資料1枚目の請願書の文言と、後ろについている意見書案の文言は違うものです。意見書は、須恵町議会の意思を表明するものなので、精査した上で、必要なら文言の修正もせねばならないし、加筆も省略も含めてちゃんと仕上げたものを国に提出すべきではなかろうかと思えます。

しかしながら、この必要な作業が、委員会議事の混乱があつたとはいえ、深まっていない状態ではないかと考えます。事実、議会の意思を反映させるためのその可否を含めた、修正に至る作業まで踏み込んでいません。中途半端な形で議事を進行させてしまったことについて、否は、文教厚生委員長である私にあります。その私が申し上げるのは大変恐縮でございますが、継続調査として、今後の委員会の中で精査してまいりたいと願います。

その意味で、よりよき結果を出すためにも、皆様においては、今回は不採択としていただき、

文教厚生委員会の中での継続調査をお願いして、私の反対の討論とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。（「議長」の声あり）

○議長（三角 良人） 1回だけ。（「もう一回したい」の声あり）1回だけって。何回言いますね。あなた、そんなことをまた。本当にもう。（「言いたいことがあるんですよね、今の発言に対して」の声あり）

ほかに討論はありませんか。——これにて討論を終結します。よって、本請願について、採決に入ります。本請願に対する委員長の報告は採択です。よって、本請願を採択することに御賛成の方は、起立願います。

〔起立少数〕

○議長（三角 良人） 起立少数であります。よって、「少人数学級の推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する要請は不採択とすることに決定しました。

---

#### 日程第15. 陳情

○議長（三角 良人） 日程第15、陳情、玄海原発事故への備えとして、安定ヨウ素剤の町民への事前配布を求める陳情書を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 玄海原発事故への備えとして、安定ヨウ素剤の町民への事前配布を求める陳情書について、総務建設産業委員会の審査報告でございます。

提出者、今を生きる会代表、小林榮子氏、玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会代表、石丸初美氏、及びプルサーマルと佐賀県の100年を考える会共同世話人、野中宏樹氏でございます。

陳情の趣旨ですが、議員各位、読まれているとは思いますが。東京電力福島第1原発事故を踏まえて、玄海原発において重大事故が起き放射性物質が飛散した場合、放射性ヨウ素が体内に吸収され甲状腺がんを発症するおそれがあるため、安定ヨウ素剤をいち早く服用することで体内への取り込みを阻止し、甲状腺を守ることができることから、住民が手元に持って放射能到達前に飲める態勢を整えておかねばならない。

現在の玄海原発避難計画では、安定ヨウ素剤が事前配布されているのは原発5キロ圏内の住民だけであり、30キロ圏外の須恵町においても直ちに配備、事前配布することができるよう、国、県、市に働きかけることを求める陳情書です。

ちなみに、須恵町は約62キロあります。検討しました結果、現在、玄海原発は稼働しておら

ず、時期尚早であるとのことで、委員会全員で不採択としております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。

賛成のほうね。（「賛成の討論です」の声あり）児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） これは住民を代表して、安定ヨウ素剤を配布するとの陳情ですが、私としましては原発の再稼働は反対であります。このヨウ素剤を配布する陳情に関しては時期尚早と先ほど言われましたが、準備することに関しては全然問題ないんじゃないかなと思います。

今の福島の現状も皆さん御存じだと思いますが、帰るに帰れんというような状況があるわけですよ。この62キロということだけれど、キロ数の問題だけじゃなくて、準備する情勢、この陳情に関しては私は賛成でありますので、賛成討論といたします。

○議長（三角 良人） 反対討論。——なし。これにて討論を終結します。よって、本陳情について採決に入ります。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、本陳情を採択することに御賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（三角 良人） 起立少数であります。よって、玄海原発事故への備えとして、安定ヨウ素剤の町民への事前配布を求める陳情書は、不採択とすることに決定しました。

---

#### 日程第16. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（三角 良人） 日程第16、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第70条の規定により、次のとおり、所管事務について閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営について、文教厚生委員会より社会教育関係事業について、総務建設産業委員会より自治体クラウドサービス事業について、以上、各委員会の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第17. 議員の派遣について

○議長（三角 良人） 日程第17、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。

いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

---

○議長（三角 良人） 以上で、9月議会の全日程を終了しました。

本会議終了後、広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員の方は御集合願います。また、総務建設産業委員会の方もちょっとお集りください。

会議を閉じます。平成28年第3回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時36分閉会

---